

ご存じですか

# 公文書公開制度と 個人情報保護制度

より開かれた市政をめざして

昭会先 総務財政課 ☎26802

市には、情報公開に関する二つの条例があります。市が持っている情報を市民の皆さんに公開するための「公文書公開条例」と、市民の皆さんの個人情報情報を適正に取り扱うための「個人情報保護条例」です。これらは、市民参加による開かれた市政をさらに進めるために制定されたものです。  
 二つでは、この条例の内容と実施状況などを紹介します。

## 公文書公開条例

この条例は、市民の皆さんの公文書の公開を求める権利を明らかにし、公文書を公開するために必要な事項を定めています。

### 利用できる人は

- ▼市内に住んでいる方
  - ▼市内に事業所などがある方や法人など
  - ▼市内に通勤、通学している方
  - ▼市に利害関係がある方
- ※これら以外の方の請求にも応えるよう努めています。

### 公開される情報は

市の機関（市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、議会）の職員が、職務上作成または取得した公文書が対象となります。

### 公開できない情報もあります

公文書は公開することが原則です。しかし、個人のプライバシーに関するものや、法人などの事業活動に不利益を与えるものなどは非公開になります。

## 平成 20 年度関市公文書公開の実施状況

### 1. 請求者別の請求状況

区分	市内在住者	その他	合計
件数	10	9	19

### 2. 実施機関別の請求状況

	実施機関		実施機関	
	件数	件数	件数	件数
市長	市長公室	3	教育委員会	2
	総務部	1	議会	3
	民生福祉部	3	農業委員会	1
	環境経済部	1		
	建設部	4		
	水道部	1		
	会計管理者	1	合計	20

※1件の請求に対して2つの部に関係するものがあるため、件数の合計は一致しません。

### 3. 公開決定状況および不服申し立て状況

区分	公開	部分公開	非公開	不存在	不服申し立て申請
件数	11	1	0	8	0

※1件の請求に対して2つの決定をしたものがあるため、件数の合計は一致しません。  
 ※「部分公開」とは、文書の中に個人情報などが含まれている場合にその部分を除いて公開することです。「不存在」とは、請求された文書が存在しない場合です。

### 4. 公開請求に対する決定をした文書【決定状況】

- ◎平成20年2月から4月までに届出のあった関市住居表示に関する条例第3条に基づく建築物の新築届に係る物件の受付日、地番等の明記されている資料【公開】
- ◎平成19年第7回関市教育委員会会議録【公開】
- ◎教育委員会等の損害保険の加入状況に関する書類【公開2件、不存在1件】
- ◎小屋名公民センター、中島自治会集会所、西部保育園等に係るポリング調査のうち柱状図及び調査位置図【不存在2件】
- ◎農地の一次利用申請についての書類【不存在】
- ◎平成12年度から平成16年度までに国有財産特別措置法第5条第1項第5号の規定に基づく国有財産等特定作業により作成又は取得した特定図面位置確認図等(2件)【不存在2件】
- ◎関市社会福祉事務所とさぶ反貧困ネットワークの懇談の内容を記録した文書及び検証会議の記録【不存在】
- ◎ブラジル岐阜県人会創立70周年記念式典及び姉妹都市モジ・ダス・クルーゼス市親善訪問報告書等(2件)【公開2件】
- ◎行政視察報告書及び政務調査費研修会参加報告書【公開】
- ◎平成20年度関市公共交通活性化協議会議事概要【公開】
- ◎土砂災害警戒区域の指定の公示に係る図書【公開】
- ◎土砂災害警戒区域の指定図書【公開】
- ◎関市自治会連合会倉知支部要望書【公開】
- ◎平成20年8月から10月までに支出した首長交際費に関する支出金調書等の文書【部分公開】
- ◎平成20年中に入札が行われたA4コピー用紙の購入契約についての予定価格等の分かるもの【不存在】

## 平成 20 年度関市個人情報の開示等の実施状況

### 1. 請求者別の請求状況

区分	市内在住者	その他	合計
件数	1	0	1
開示	1	0	1
訂正	0	0	0
削除	0	0	0
差止め	0	0	0

### 2. 実施機関別の請求状況

実施機関	請求の区分	件数
農業委員会	開示	1

### 3. 開示等の決定状況および不服申し立て状況

区分	公開	部分開示	非公開	訂正・削除・差止決定	訂正・削除・差止否決定	不存在	不服申し立て申請
件数	1	0	0	0	0	0	0

### 4. 開示等の請求に対する決定をした文書【決定状況】

- ◎農地法第5条転用許可に添付されている賃貸借契約書【開示】

## 個人情報保護条例

この条例は、市民の皆さんが自分の個人情報の開示を求める権利を保障し、個人情報の適正な取り扱いを定めています。

### 個人情報は適正に維持管理します

市が持っている個人情報は、他人に漏れることがないように管理します。また、 unnecessary 個人情報は速やかに廃棄します。

### 個人情報の収集の制限

- 市は個人情報を、
- 事務に必要な最小限の範囲で
- 目的を明らかにして
- 適法、公正な方法で
- 原則として、本人から直接収集します。

### 自分の個人情報がチェックできます

- 自分の情報をチェックしたいとき  
↓【開示請求】
- 自分の情報に誤りがあるとき  
↓【訂正請求】
- 市が決められた手続きに違反して、情報を収集したとき  
↓【削除請求】
- 市が決められた手続きに違反して、情報を利用しているとき  
↓【差止め請求】

## 公文書の公開・個人情報の開示などの請求から決定まで

